

介護DX推進人材育成支援事業

介護現場におけるDXを推進する職員に対し、事業者が手当の支給などの支援を実施した場合に、事業者に対し、最大 **100万円** を補助します!!



介護DX推進人材とは？

介護DX推進人材とは、法人内の各事業所においてデジタル機器や次世代介護機器等の導入・効果的な活用に取り組み、介護現場における生産性向上をけん引するリーダー職員です。
※ 利用者に直接介護サービスを提供する介護職員のほか、法人の事務職員等も対象です。

補助金詳細

補助対象経費：(1)介護DX推進人材への手当等に係る経費

(2)介護DX推進人材の研修費・資格取得費

(3)介護DX推進人材が研修期間に不在となる際の、代替職員雇用費

ただし、補助対象経費のうち、1/2以上は(1)の手当等に係る経費とすること。

補助対象者：交付申請時点で都内において開設している

介護保険法（平成9年12月17日法律123号。以下「法」という。）

に基づく介護サービス（※）を提供する、介護施設・事業所（法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。）の設置者

※対象となる介護サービスの詳細は裏面をご参照ください。

補助基準額：1名あたり50万円（1法人あたり2名まで）

補助率：10/10

※申請開始から起算して最長3年度申請可能（例：令和6年度申請開始→令和8年度まで申請可）

令和6年度スケジュール（予定） ※事業内容や様式については令和6年6月中旬に以下HPに掲載予定です。

手続き等	時期
交付申請書の提出	令和6年7・8月頃
実績報告書の提出	令和7年3月から4月上旬頃
補助金の支払	令和7年5月末頃

問合せ先・書類提出先

公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室

〒163-0719 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング

TEL：03-6302-0387

HP：<https://www.fukushizaidan.jp/208k-dxsuisin/>



以下に記載のある都内施設等の 設置者は本事業の申請が可能です。

訪問介護	(介護予防) 訪問入浴介護
通所介護	(介護予防) 短期入所生活介護
(介護予防) 短期入所療養介護	(介護予防) 通所リハビリテーション
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
(介護予防) 認知症対応型通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護
介護老人福祉施設	介護老人保健施設
介護医療院	居宅介護支援
介護予防支援	(介護予防) 居宅療養管理指導
(介護予防) 福祉用具貸与	特定 (介護予防) 福祉用具販売
(介護予防) 訪問リハビリテーション	(介護予防) 訪問看護